

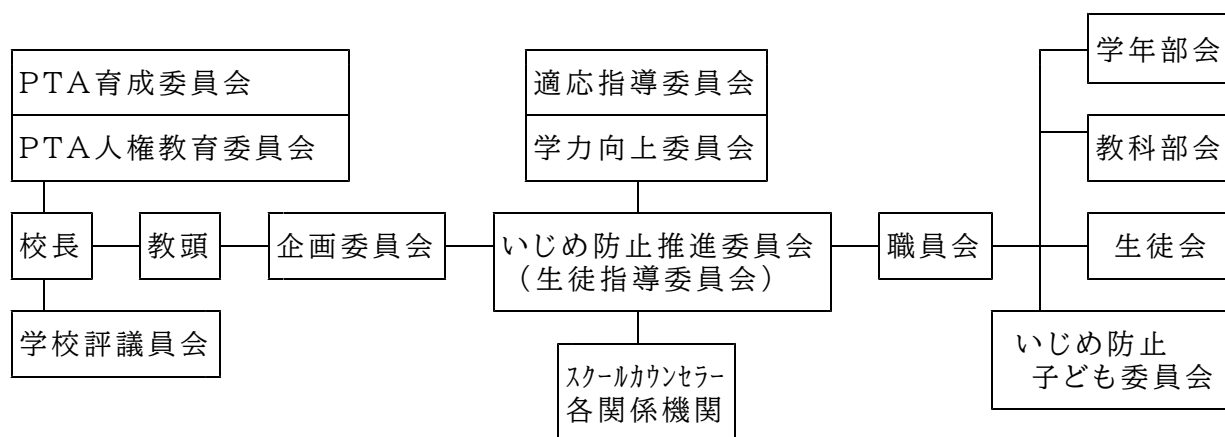
城西中学校 いじめ防止基本方針

徳島市城西中学校

【いじめ防止に関する基本的な考え方】

1. 教育活動全体を通じて、いじめを起こさないための教育を推進する。
2. どのような理由であれ、いじめは絶対許されないという立場に立ち指導を進めていく。
3. 小さいいじめも見逃さない感覚を身につけていく。
4. コミュニケーション能力を育てていく。
5. きちんと授業に参加させる。(規律)
6. 基礎的な学力を身につける。(学力)
7. 自分は周りの人から認められているという実感を持たせる。(自己有用感)
8. ともに支え合い、励まし合う仲間づくりを目指す。(絆づくり)

1. いじめ防止推進組織



【いじめ防止推進委員会】

校長，教頭，教務主任，学年主任，養護教諭，生徒指導主事，特別支援教育担当，必要に応じてその他関係者により構成する。

個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては，教育相談コーディネーター，副担任等，生徒と関わりのある教職員，生徒が相談しやすい教職員等を追加する。

2. 教育相談体制

- (1) 教職員と生徒及び保護者，さらには生徒相互の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに，教職員に相談すれば，秘密の厳守はもとより教職員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 相談の内容によっては指導を継続し，必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (4) 生徒や保護者に対して，広く教育相談が利用されるよう，学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

3. いじめ未然防止の取り組み

(1) 学校での取り組み

- ① 人権尊重の精神を基盤として、すべての教育活動においていじめを起こさないための教育を推進する。
- ② 互いを認め合える人間関係を、生徒自らがつくりだしていく風土をつくる。
- ③ よりよく生きていくための力の元となる学力を育てる。
- ④ 一人一人を生かし大切にする、仲間づくり・学校づくりを推進する。
- ⑤ 目標を持った生活を送らせる。
- ⑥ 定期的に学校生活アンケートや教育相談などを行い、早期発見に努める。
- ⑦ 教職員が情報を共有し、早期対応に努める。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑨ 生徒会活動やいじめ防止子ども委員会の活動において、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 生徒の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ 生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑬ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 教職員の研修

- ① 「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」を持たせるために、どのような教育を進めていけばよいか、研修を進めていく。
- ② 授業方法の工夫・改善に努め、「わかる授業」「すべての生徒が活躍できる授業」を実践する。
- ③ 気軽に相談や質問のできる教職員どうしの雰囲気をつくる。
- ④ 校内研修(事例研究やロールプレイ)の計画を作成し、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(3) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で生徒や保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 協力しながら生徒を支えていくことのできるように、保護者とのよりよい人間関係をつくる。
- ③ 配慮が必要な生徒には、特に家庭との連携を密にし、適切な情報交換を行う。
- ④ 地域の方や関係機関との情報交換を定期的に行い、校外での情報収集に努める。

4. 早期発見・早期対応の在り方

- (1) いじめは、早期発見・早期対応が早期解決につながる。そのために、日頃から教職員と生徒の信頼関係の構築を心掛け、全教職員が自覚と責任を持って、生徒が発するサインを見逃さず適宜対応に努める。
- (2) 全生徒を対象としたいじめ発見の「学校生活アンケート」を定期的実施することに加え、「生活ノート(はばたき)」の記述等から生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知についてはいじめ防止推進委員会において組織的に判断する。必要があれば速やかに個別対応を行う。

- (3) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭，養護教諭，スクールカウンセラー，特別支援教育コーディネーター等の連携に努める。
特に、けんかやふざけ合い，けが等にも留意し，背景にいじめがないか確認する。
- (4) 生徒に絶えず声かけを行い，生徒が日常使っている言葉や態度，遊び等に注意を払うとともに，気づいたことについて教職員の情報交換を行う。
- (5) 道徳の授業を年間計画にそって実施し，豊かな心を育み，人間としての生き方の自覚を促し，道徳的実践力を育成する。

5. いじめに対する対応

(1) 教職員どうしの情報の共有

気になる変化，気になる行為などがあった場合，すぐ当該学年への連絡，学年内での情報の共有を行う。

(2) 組織での対応

発見・通報を受けた時は，教職員の共通理解のもと，速やかに関係生徒から事情の聞き取りを行い多面的に判断をし，いじめ事実の確認をする。いじめと認められた場合には，「いじめ防止推進委員会」が中心となり組織で対応していく。

(3) 早期対応

「このぐらい」と見過ごさず，軽度のうちに，「ダメなことはダメ」と毅然とした態度で対応する。また，どのような理由であれ，いじめは絶対許されないという立場に立ち，指導を進めていく。

(4) 保護者との連携

被害・加害生徒双方の保護者にもすぐ連絡を取り，再発防止に向けて協力関係をつくる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

見ていた生徒にも自分の問題としてとらえさせる。たとえいじめを止めることができなくても，誰かに伝える勇気を持つことができる心情・実践力を育てていく。また，同調していた生徒に対しては，その行為もいじめであることを認識させる。集団全体に，いじめは絶対に許されない行為であることを定着させていく。

(6) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は，学校長が速やかに徳島市教育委員会に報告し，適切な連携を図るとともに，いじめられた生徒を守る観点から，必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては，県教育委員会と連携し，阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の派遣を要請し，外部専門家の力を借りて対応する。

(7) 関係機関への相談・通報

- ① ネット上のいじめが行われた場合，まずは被害の拡大を避けるためにすぐ削除する。その上で，学校単独で対応することが困難な場合，警察や法務局と連携をとり，適切に援助を求める。
- ② 恐喝，暴行，傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は，ためらうことなく早期に警察に相談し，連携した対応を図る。
- ③ 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には，直ちに警察に通報する。

(8) いじめの解消状態

- ① 少なくとも，次の2項目が満たされていること。ただし，再発の可能性を踏まえ，日常的に注意深く見守る。
 - ・ 少なくとも3か月間を目安とする。いじめ防止推進委員会において，より長期的な期間を設定できる。
 - ・ いじめを受けた生徒が，心身の苦痛を感じていないこと。委員会委員で面談等を実施する。
- ② いじめが解決したと見られる場合でも，継続して十分な注意を払い，再発の可能性を踏まえ，日常的に注意深く見守る。

[いじめ対応の流れ]

いじめ情報



- ・情報の共有
該当学年内で、どのような事実があったのか共通理解する。
- ・情報の収集
教職員、生徒、保護者、地域などから情報の収集。

↓いじめと認められた場合

いじめ防止推進委員会が中心となり、組織で対応。
今後の方針、役割分担などを決定。



生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒
事実関係を聞き、今後「守り通すこと」、「秘密を守ること」などを伝え、できる限り不安を除去する。また、教職員やその生徒が信頼できる人と連携し、寄り添い支えていく。
- ・いじめた生徒
いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育てていく。なお、いじめの程度によっては、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。
- ・いじめを見ていた生徒
自分の問題としてとらえさせる。たとはいじめを止めることができなくて誰かに伝える勇気を持つことができる心情・実践力を育てていく。

保護者との連携

- ・いじめられた生徒の保護者
迅速に連絡を取り、事実関係を伝え、本人や保護者の思いを聞く。また、今後安心して生活できるようにするための環境がつかれるよう、継続して連携していく。
- ・いじめた生徒の保護者
迅速に連絡を取り、事実関係を伝え、理解や納得を得る。そして、学校と保護者が、それ以降の対応が適切に行うことができるよう協力を求める。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、今後その生徒が健全な人格の発達を図ることができるようする。

6. 重大事態への対処

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに徳島市教育委員会に報告するとともに、徳島市教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」(別表)に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

重大事態の報告

- ・ 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに徳島市教育委員会に報告する。



調査の実施

- ・ 徳島市教育委員会と連携し調査委員会を設置する。
- ・ 調査を実施し、客観的事実を明確化する。



調査結果の提供

- ・ いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供を行う。また、調査によって明らかになった事実関係について説明を行う。
- ・ 情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーに配慮する等、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供する。



調査結果の報告

- ・ 調査結果は徳島市教育委員会を通じて、市長に報告する。

7. 取組の評価

いじめ問題への取り組み等について学校評価と教職員評価の項目に位置づけ、PDCAサイクルの考え方に従い、年度末には、生徒・保護者・教職員からの評価を実施する。評価結果を踏まえて、その期間の取り組みが適切に行われたかを検証し、期待するような成果が見られなかった場合は、その原因を分析し、次年度の取り組み内容や取り組み方法の見直しを行う。

また、「育成・評価システム」の「目標管理シート」に、いじめ防止に対する具体的な取り組みを記述し、全教職員で実践し、年度末に評価する。

8. 年間計画(いじめ防止プログラム)

年間目標

- ・ いじめは、どの生徒にもどこの学級でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・ 教職員や生徒が、学校内でのルールの検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。
- ・ 教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・ 生徒との信頼関係の醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。
- ・ 学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・ 生徒の生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。
- ・ 生徒の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。